

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年3月6日(2008.3.6)

【公開番号】特開2006-229294(P2006-229294A)

【公開日】平成18年8月31日(2006.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2006-034

【出願番号】特願2005-37437(P2005-37437)

【国際特許分類】

H 01 Q 3/26 (2006.01)

H 04 B 7/08 (2006.01)

H 04 B 7/10 (2006.01)

【F I】

H 01 Q 3/26 Z

H 04 B 7/08 D

H 04 B 7/10 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

第1のダイポールアンテナ4は、本体2の中心を通る仮想線20の一方の側に、仮想線20と平行に配置されている。第2のダイポールアンテナ6は、仮想線20の他方の側に、仮想線20と平行に配置されている。第1及び第2のダイポールアンテナ4、6は、仮想線20と直交する仮想線22の両側に、それぞれの給電端子12a、12b、14a、14bが位置している。第1及び第2のダイポールアンテナ4、6は、仮想線20に対して共に予め定めた第1の距離だけ隔てて位置している。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

この可変指向性アンテナ装置では、第1乃至第4のダイポールアンテナ4、6、8、10しか設けていないのに、これらダイポールアンテナ4、6、8、10の受信信号を複数、例えば4つに分配し、複数、例えば4台の可変指向性調整回路42、44、46、48に供給し、これら指向性調整回路42、44、46、48においてそれぞれ選択された方向からの電波に主に対応する出力信号を発生させ、これら出力信号をそれぞれ異なるチャネルの信号に周波数変換している。従って、1台の指向性アンテナ装置でありながら、それぞれ異なる方向から到来する複数の電波をそれぞれ受信して、各受信機70a乃至70dに1本の同軸ケーブル66によって伝送することができ、例えば共同受信システムにおいて使用するアンテナ装置として適している。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0037】**

上記の実施の形態では、アンテナとしてUHF帯用の第1乃至第4のダイポールアンテナ4、6、8、10を使用したが、これに代えて、VHF帯用のダイポールアンテナを使用することもできる。或いは、第1乃至第4のダイポールアンテナ4、6、8、10に加えて、VHF帯用のダイポールアンテナも設け、これらVHF帯用のダイポールアンテナ用の指向性調整回路、周波数変換器も設け、UHF帯に加えてVHF帯においても異なる方向からの複数の電波を1台の可変指向性アンテナ装置において受信し、異なる周波数の信号に変換して、1本の同軸ケーブルによって伝送することもできる。また、上記の実施の形態では、指向性調整回路、周波数変換器は、それぞれ4つずつ設けたが、これらの台数は2以上の台数なら任意に変更することができる。また、上記の実施の形態では、指向性アンテナとして第1乃至第4のダイポールアンテナを使用したが、これに限ったものではなく、例えば折り返しダイポールアンテナやハム形アンテナ等の他の指向性をアンテナを使用することもできる。上記の実施の形態では、周波数変換器60a、60b、60c、60dの台数と受信機70a、70b、70c、70dの台数とを等しくしたが、異なった台数とすることもでき、例えば受信機の台数を周波数変換器の台数よりも多くするともできる。この場合、各受信機中には同一のチャンネルを受信可能とされたものが複数台存在する。上記の実施の形態では、分配器68を使用したが、これに代えて、各受信機70a、70b、70c、70dに供給すべきチャンネルの信号を各受信機に対応する出力端子に生成する分波器を使用することもできる。